

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 23 日

都道府県労働局
労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局補償課長、

新型コロナウイルス感染症の労災保険給付に関する相談又は
問い合わせがあった場合の適切な対応について

標記の件につきましては、令和 2 年 2 月 3 日付け基補発 0203 第 1 号「新型コロナウイルス感染症に係る労災補償業務の留意点について」に基づいた事務処理について指示しているところである。

労災保険給付の請求については、感染経路が保健所等において特定できない場合であっても、労働基準監督署において個別の事案ごとに業務との関連性（業務起因性）について調査し、業務上外を判断することになる。

このため、相談又は問い合わせがあった場合には、感染経路が特定できないことをもって直ちに保険給付の対象とならない旨を説明するなど予断を持った対応を行うことのないよう徹底されたい。